

島根県報

平成22年2月16日 (火) **号外 第 2 3 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第95号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

¥114 0		道 路	0)	区	域	なかれたフルルー		
道路の 種類 路線	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備考	
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷741番 1地先から同732番4地 先まで	前	メートル 3.50~ 6.30	メートル 197.00	雲南県土整備	交通安全工事 拡幅	
			後	7.55~ 10.95	197. 00			
11 11	n	雲南市吉田町民谷708番 1地先から同地先まで	前	3.50~ 8.80	106. 00	事務所	交通安全工事 拡幅	
			後	7.74~ 9.21	106.00			
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田 111番2地先から同10番 5地先まで	A 前	4.00~ 45.00	747. 00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
			В	8.00~ 63.00	865. 00		ジブルウェイ解消 町道移管	
			後 B	8.00~ 63.00	865.00		河川管理者へ移管	
"	久城イン ター線	益田市久城町68番地先 から同381番地先まで	前	13.50~ 100.00	927. 00	益田県土整備	区域の延伸	
		益田市久城町68番地先 から同1132番2地先ま で	後	13.50~ 100.00	949. 50	事務所	拡幅	

島根県告示第96号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	十六島直江停 車場線	簸川郡斐川町大字直江町286番地先から 同464番地先まで	メートル	平成22年 2月16日	出雲県土整備	
"		簸川郡斐川町大字福富110番地先から同 町大字直江町314番地先まで	55. 00	平成22年 2月16日	事務所	